

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、新座都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 新座都市計画の位置等

新座都市計画区域は、都心から約25km圏、本県の南部に位置しています。

また、新座都市計画区域に含まれる土地の区域は、新座市の行政区域の全域です。

【3・4・1号保谷・朝霞線】

本路線は、新座市大字片山字大下を起点とし、新座市大字片山字野寺上（都県境）に至る延長約4,440m、幅員20mの幹線街路です。

II 変更の理由

本路線は、県南西部の主要交通を担う広域幹線道路として都市計画決定されました。

その後の社会状況の変化等を踏まえ、広域的な道路網の形成による交通の円滑化等、本路線の担うべき役割に応じた機能を適切に確保するため、市道第41-03号線から終点の都県境までの区間について、幅員及び線形を変更するとともに車線の数を定めるものです。併せて、名称を改めるものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・1号保谷朝霞線 (3・4・1号保谷・朝霞線)	約4,440m	—	20.0m	・一部区間の幅員変更 ・一部区間の線形変更 ・一部区間の車線数の決定 ・名称の変更

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①用途地域（新座市決定）